

第6章 誘導施策

「第3章 課題解決のための施策・誘導方針」で設定した施策・誘導方針に基づき、誘導施策を設定します。

まちづくりの方針①に対応する誘導施策としては、都市機能誘導区域における都市機能誘導をはじめとする拠点の形成に向けた施策を位置づけます。まちづくりの方針②に対しては、主に居住誘導区域における住環境向上に向けた施策を位置づけますが、居住誘導区域外にも適用する施策を含みます。まちづくりの方針③に対しては、都市機能誘導区域間又は都市機能誘導区域と居住誘導区域、居住誘導区域外を結び、本市全体の移動性向上を図っていく施策を位置づけます。

また、誘導施策の設定にあたっては、「戸田市第4次総合振興計画」「第2次戸田市都市マスタープラン（改定版）」「戸田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「戸田市土地利用調整方針」等の上位・関連計画における施策を基本としつつ、本計画において検討する新たな施策についても設定します。

まちづくりの方針①

拠点ごとに特色ある活力とにぎわいの創出
～人々が集い、市全体の魅力向上につながるまちづくり～

施策・誘導方針①

中心拠点としての利便性を高め、にぎわい、交流が生まれる施設の誘導

- ・市民の利便性を高めるために、中心拠点ごとの役割や機能を適切に定めた上で、各中心拠点に市全域を対象とする商業、医療・福祉、健康、文化、行政施設等を適切に誘導する。
- ・中心拠点形成に向けて、必要に応じて土地利用を誘導する。

《誘導施策》

- 駅前における土地区画整理事業・市街地再開発事業等の推進
- 誘導施設の立地に係る土地取引前等における事前届出制度の導入
- 誘導施設の整備に対する補助金等の国等による支援の活用

施策・誘導方針②

既存ストック、公有地の有効活用

- ・官民連携による中心拠点の整備、都市機能の誘導に向けて、空き店舗等の既存ストックや公有地を有効に活用する。

《誘導施策》

- 誘導施設の立地に関する公有地の有効活用
- 空き店舗等の利活用の推進
 - －生活利便施設の整備への支援等

施策・誘導方針③

魅力ある中心拠点形成に向けた景観づくりの推進

- ・施設等の整備、誘導等と併せて、戸田市の顔としての空間づくり、景観づくりを推進する。

《誘導施策》

- 景観づくり推進地区の指定等による景観づくりの推進

まちづくりの方針②

それぞれの地域の特徴をいかした都市環境の向上
～誰もが多様な暮らし・活動を実現できる環境づくり～

施策・誘導方針①

住み続けたいと思える住環境の整備

- ・ゾーンごとのライフスタイル等に適した住宅を誘導する。
- ・空き家の利活用に向けたマッチング等の仕組みを構築する。
- ・市内の自然環境、公園等とのネットワークを形成する。
- ・住環境整備のために、必要に応じて土地利用を誘導する。

《誘導施策》

- ライフスタイルやライフステージに応じた暮らし方に関する情報発信等の官民連携による移住・住み替えの支援
- 空き家バンク制度の運用、空き家のリノベーションへの支援等による空き家の利活用の推進
- 二世帯・三世帯居住、近接居住への支援
- 水と緑のネットワーク形成プロジェクトの推進
- 公園の整備・再整備の推進
- 河川・下水道の整備の推進
- 用途地域等の見直し

施策・誘導方針②

子育てしやすい環境の整備

- ・子育てしやすい環境の充実に向けて、既存の子育て支援サービス、地域の共助の仕組みづくりなど、継続的な支援を強化する。

《誘導施策》

- 地域子育て支援拠点の充実
- 保育所の拡充と質の向上
- 幼稚園の一時預かりの拡充
- 学童保育室の拡充と質の向上

施策・誘導方針③

地域包括ケアシステム構築の実現に向けた、生活を支える施設やサービスの維持・充実
・医療・福祉等の生活支援施設やサービスを維持するとともに充実を図る。

《誘導施策》

- 地域包括支援センターにおける相談機能の充実
- 認知症グループホームにおけるサービスの充実
- NPO、ボランティア、元気な高齢者を活用した地域の実情に合った介護予防・日常生活への支援

施策・誘導方針④

工業の保全と適切な住工共生の推進

・市の存立基盤である工業の保全に向けた事業所の誘導・需給マッチングを進めるとともに、住環境との調和に向けた取組を進める。

《誘導施策》

- 企業のニーズに合った事業用物件情報の提供等による企業立地マッチング促進事業の推進
- 新技術・新製品の開発支援
- 工業に対する市民理解の醸成等による工業見える化事業の推進
- 地区計画、特別用途地区等の検討

まちづくりの方針③

多様な交通手段による移動性の向上 ～生活の質の向上を支える交通環境づくり～

施策・誘導方針①

公共交通が利用しやすい環境の整備

・公共交通による移動性を高めるため、交通拠点における鉄道、バス、自転車等乗り継ぎ機能等を強化し、市内全域で公共交通が利用しやすい環境を整備する。

《誘導施策》

- 駅前交通広場の整備等による鉄道やバスの結節機能の強化
- 市民生活の状況や生活利便性を勘案したコミュニティバス toco の路線の適宜見直し

施策・誘導方針②

徒歩・自転車で行動したくなる快適な移動空間の整備

・徒歩や自転車での移動や外出を促進する環境づくりに向けて、歩行者と自転車の分離を促進する歩行者・自転車のネットワークを整備する。
・公園、広場、交流施設など、外出時に安心できる快適な移動空間の整備に努める。

《誘導施策》

- 都市計画道路の整備
- 歩行者・自転車ネットワークの整備

- 生活道路の適切な維持管理
- 電線類地中化の整備

施策・誘導方針③

公共交通の利用促進に向けたモビリティマネジメントの推進

- ・利用者を増加させるため、公共交通に対する市民の関心・理解を高めるなどのモビリティマネジメントを進める。

《誘導施策》

- 公共交通の利用促進に向けた普及・啓発